

福島県から県外への避難状況

調査時点:平成29年3月13日(月)

復興庁からのデータ提供:平成29年3月28日(火)

(単位:人)

地方名	都道府県	A 住宅等 (公営、仮設、 民間賃貸等)	B 親族・ 知人宅等	C 病院等	合計
北海道	北海道	899	275	3	1,177
東北	青森	118	159	1	278
	岩手	165	228	1	394
	宮城	1,492	1,160	6	2,658
	秋田	268	258		526
	山形	1,902	650	19	2,571
	福島				
関東	茨城	2,256	1,409	25	3,690
	栃木	2,054	710	50	2,814
	群馬	606	267	12	885
	埼玉	2,330	1,628	35	3,993
	千葉	1,454	1,127	25	2,606
	東京	3,921	1,107	33	5,061
	神奈川	1,151	1,615		2,766
	中部	新潟	2,952	125	29
中部	富山	80	41		121
	石川	150	32	1	183
	福井	111	14		125
	山梨	480	89	1	570
	長野	556	157		713
	岐阜	119	42		161
	静岡	381	158	4	543
	愛知	558	55		613
近畿	三重	119	33		152
	滋賀	94	55		149
	京都	205	184		389
	大阪	267			267
	兵庫	322	135		457
	奈良	41	32		73
	和歌山	16	11		27
中国	鳥取	55	22		77
	島根	47	7	3	57
	岡山	167	100		267
	広島	106	93		199
	山口	44	17		61
四国	徳島	19	7		26
	香川	38	3		41
	愛媛	28	56		84
	高知	11	26		37
九州	福岡	246	84		330
	佐賀	57	15		72
	長崎	61	10		71
	熊本	62	43		105
	大分	95	1		96
	宮崎	111	31	3	145
沖縄	鹿児島	76	17		93
	沖縄	378	8	3	389
合計		26,668	12,296	254	39,218

※復興庁「全国の避難者等の数」調査のうち福島県分を抽出。

出典:福島県

災害救助法による仮設・借上げ住宅の供与戸数・人数

平成28年10月末現在取りまとめ 福島県生活拠点課

建設型	福島県内		福島県外		合計
	借上げ型	計	借上げ型	計	
7,592 戸 (▲2,718)	12,396 戸 (▲4,039)	19,988 戸 (▲6,757)	7,818 戸 (▲1,474)	27,806 戸 (▲8,231)	
14,325 人 (▲5,493)	27,054 人 (▲9,718)	41,379 人 (▲15,211)	20,238 人 (▲4,159)	61,617 人 (▲19,370)	

【上記の内訳】

①避難指示区域外からの避難

1,470 戸	3,824 戸	5,294 戸	5,230 戸	10,524 戸
3,404 人	9,353 人	12,757 人	13,844 人	26,601 人

②避難指示区域からの避難

6,122 戸	8,572 戸	14,694 戸	2,588 戸	17,282 戸
10,921 人	17,701 人	28,622 人	6,394 人	35,016 人

注1)平成27年6月15日時点の避難指示区域で区分。

注2)平成28年10月末時点で県が保有するデータで集計しているため、各項目の時点は必ずしも一致しない。

出典：復興庁

資 料 2

平成29年3月21日
福島県生活拠点課

応急仮設住宅供与終了に向けた避難者の住まいの確保状況について

- 意向調査や3回の戸別訪問により、4月以降の住まいについて見通しが立った世帯は11,896世帯(97.2%)
- 現在選定中などにより住まいが未確定の世帯は227世帯(1.9%)
- 戸別訪問や電話連絡等によっても面会できずに不在の世帯は116世帯(0.9%)

(H29.3.10現在、単位：世帯)

	確定済・移転済	未確定	不在	合計
県内	6,389	76	56	6,521
	98.0%	1.2%	0.9%	100%
県外	5,507	151	60	5,718
	96.3%	2.6%	1.0%	100%
合計	11,896	227	116	12,239
	97.2%	1.9%	0.9%	100%

※「確定済・移転済」についてはこれまでの累計、「未確定」、「不在」については第3回戸別訪問の結果を反映

出典：福島県(2017年3月21日、第63回新生ふくしま復興推進本部会議資料)

避難者訴訟 前橋地裁判決

嫌がらせ子5人認定

東京電力福島第一原発事故で群馬県内に避難した住民らによる訴訟で、国や東電の責任を認めた17日の前橋地裁判決が、原告の子ども5人について避難先の学校などで嫌がらせやいじめがあり、精神的苦痛を受けたと認定していたことがわかった。震災当時、18歳未

満だった原告5人について朝日新聞が調べた。5人のうち2人については国と東電に賠償を命じていた。判決は、主に原告の陳述に基づき、男女5人が小学生や中学生の頃、嫌がらせなどを受けたと認定した。

判決によると、福島県か

ら群馬県に自主避難した女兒は、小学生の頃、祭りに誘われた当日、同級生から「誘ってないよ。クラス全員、誰も一緒に行かないよ。そう決めてたから」と言われた。別の日には「気持ち悪い。近づくな。吐き気がする」と書かれたメモをかばんに入れられた。また、群馬県から福島県に戻った男子生徒は「戻ってきたのか。逃げて行ったんだ」と言われ、別の男児は「福島君」と呼ばれていた。

5人のうち3人の慰謝料は東電がすでに支払った賠償金を超えないとして、請求が棄却された。

(三浦淳、角詠之)

資料3

避難指示区域外(平成27年6月15日時点)から避難されている方への

平成28年8月17日

福島県生活拠点課

民間賃貸住宅等家賃への支援制度について

(1) 対象世帯

応急仮設住宅等に避難している世帯のうち、収入要件を満たし、供与期間終了後も民間賃貸住宅等で避難生活を継続することが必要な世帯。

ただし、福島県内に避難している場合は、次の世帯に限る。

- ①妊婦がいる世帯。
- ②18歳以下の子どもがいる世帯。
- ③避難生活の長期化に伴い、指定難病や障がい(障害等級第1級、第2級)のため避難先の特定の病院での治療を必要とする世帯。

対象外

- 住まい 収入に合わせた家賃設定をしている公営住宅
- 世帯 原子力損害賠償(住居確保損害及び家賃に係る賠償)の対象世帯

※転居について

○一定条件(手狭、通院・通学、家賃が低廉な住宅への転居など)のもとで、現在居住している都道府県内(福島県内)の避難世帯は避難先の市町村内の転居を認める。
ただし、東京都、神奈川県、埼玉県、静岡県は、関東地方内での転居を認める。

- 県外避難世帯のうち、妊婦・子ども世帯(上記①、②)は福島県内(避難元市町村以外)での避難継続も対象とする。

今後のスケジュール(想定)

- 8月末 補助金交付要綱等の制定、戸別訪問(第2クール)開始(制度の周知)
- 10月～ 収入要件等の事前審査(希望世帯のみ)、補助申請受付開始
- 平成29年1月～ 交付決定後、初期費用の補助金支出、家賃の補助金支出

(2) 収入要件

基準額「月額所得21万4,000円以下」の世帯を対象とする。

$$\text{基準額} = \frac{\text{世帯全員の年間所得の合計} - (38\text{万円} \times \text{同居者数})}{12\text{か月}} \leq 214,000\text{円}$$

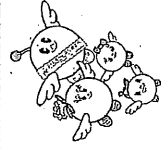
- 母子避難などの二重生活世帯は、「子ども・被災者支援法」に基づき公営住宅入居の優先的取扱いに準じて、世帯全体の所得を2分の1として取扱う。

(3) 対象期間

- 平成29年1月分から平成31年3月分まで。
- 制度を公表した平成27年12月25日以降の住宅の賃貸借契約を対象とする。

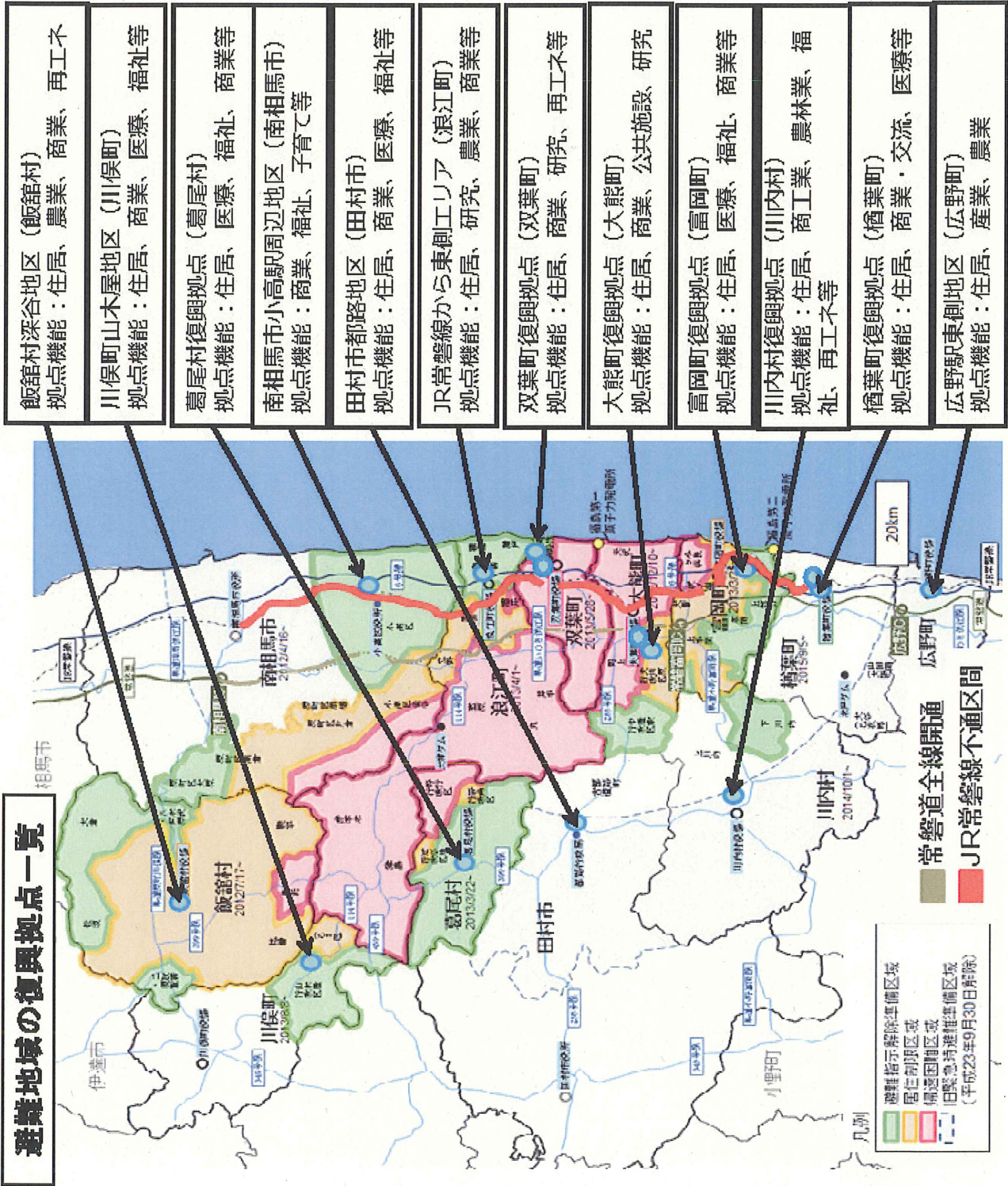
(4) 補助率、補助額

- 家賃等の補助
住宅の賃貸借契約書に記載のある金額(家賃、共益費、駐車場)
・平成29年1月～平成30年3月分 家賃等の2分の1
(一月当たり最大3万円)
- ・平成30年4月～平成31年3月分 家賃等の3分の1
(一月当たり最大2万円)
- 住宅の賃貸借契約に係る初期費用の補助 定額 10万円



避難地域の復興拠点一覧

個票番号 13
参考資料 1



避難指示区域(H23.4.22時点)に該当する市町村における国勢調査人口等

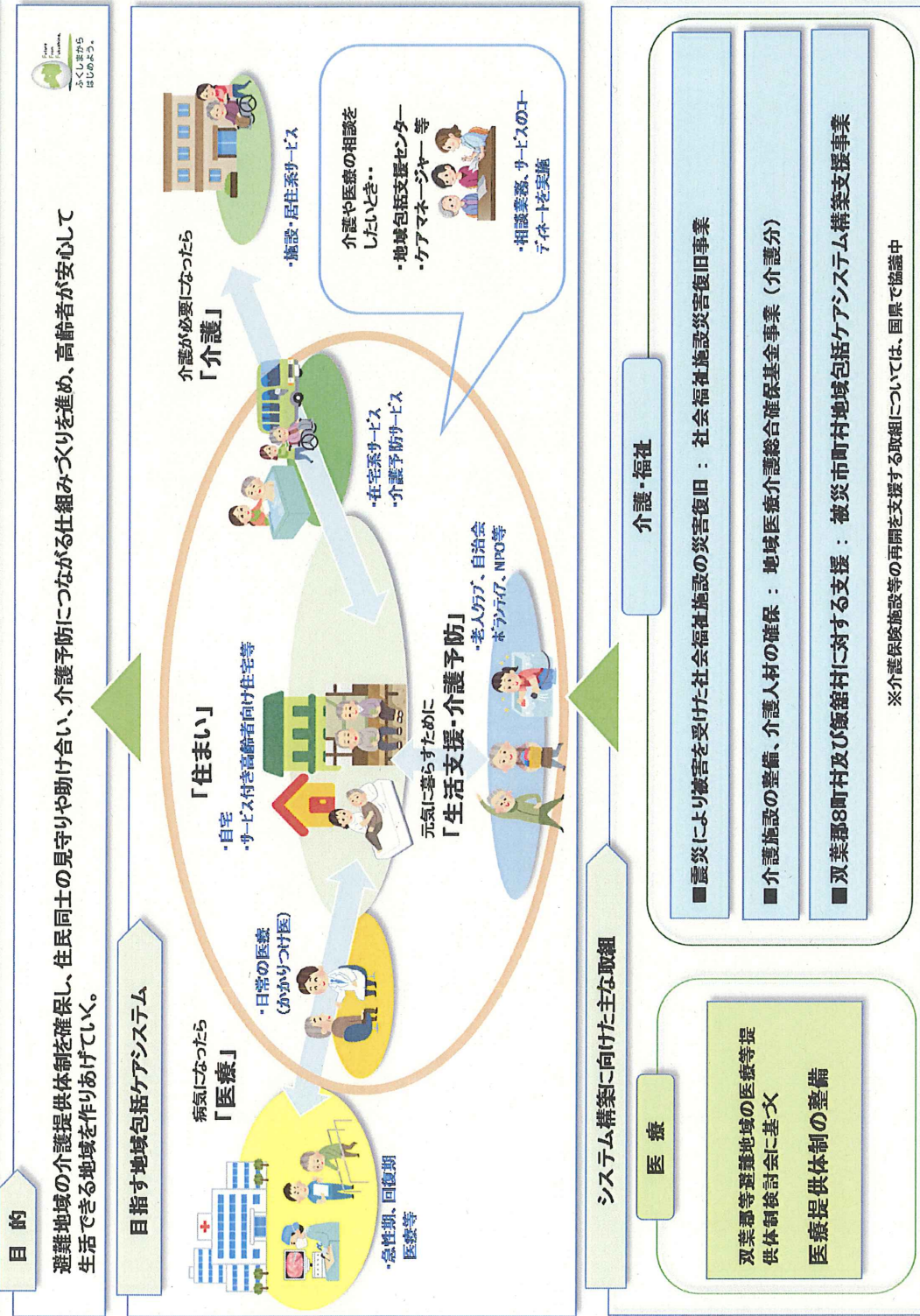
(単位:人)

団体名	国勢調査人口(10月1日時点)		住民基本台帳人口(9月30日時点)		平成28年度算定に用いた 平成27国調人口
	平成22年	平成27年 (速報値)	平成22年 (外国人口を含む)	平成27年	
田村市	40,422	38,500	42,130	39,037	38,500
南相馬市	70,878	57,733	71,800	64,063	63,240
川俣町	15,569	14,479	16,059	14,497	14,479
檜葉町	7,700	976	8,071	7,366	7,027
富岡町	16,001	0	15,946	13,919	13,967
川内村	2,820	2,021	3,027	2,746	2,558
大熊町	11,515	0	11,520	10,781	10,776
双葉町	6,932	0	7,171	6,260	6,051
浪江町	20,905	0	21,596	18,847	18,244
葛尾村	1,531	18	1,579	1,477	1,432
飯館村	6,209	41	6,615	6,275	5,890

(参考) 交付税算定における原発被災団体及び津波被災団体の人口の特例 対象団体
道府県:福島県

市町村:岩手県 宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、洋野町
宮城県 石巻市、塩釜市、気仙沼市、多賀城市、東松島市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、女川町、南三陸町
福島県 田村市、南相馬市、川俣町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新知町、飯館村

避難地域の地域包括ケアシステムの実現に向けた取組の方向性



③ 帰還困難区域

(基本的考え方)

- (i) 居住制限区域の一部の地域においては、放射性物質による汚染レベルが極めて高く、避難指示の解除までに要する期間が長期にならざるを得ない地域が存在する。

こうした地域では除染の効果が限定的であり、また周辺線量の高さから作業員の被ばく防護の必要性が高く、インフラ復旧についても広範かつ大規模な作業が困難である可能性が高い。

さらに、立ち上がった際の被ばく管理及び放射性物質の汚染拡散防止の観点から、その境界において一定の物理的防護措置を講じざるを得ず、住民の立入りを厳しく制約せざるを得ない可能性が高い。

- (ii) このため、長期間、帰還が困難であることが予想される区域を「帰還困難区域」として特定し、関連する市町村や住民と緊密な意見交換を行いながら、長期化する避難生活や生活再建のあり方、自治体機能の維持などについて、国として責任を持って対応していくこととする。

(区域の定義及び性格)

- (i) 長期間、具体的には5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある、現時点で年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域を「帰還困難区域」に設定する。

- (ii) 同区域においては、将来にわたって居住を制限することを原則とし、線引きは少なくとも5年間は固定することとする。

ただし、その場合であっても、将来時点における放射性物質による汚染レベルの状況、関連する市町村の復興再生のためのプランの内容やその実施状況などによっては、その取扱いについて見直しを行うことを検討する。

帰還困難区域解除5%

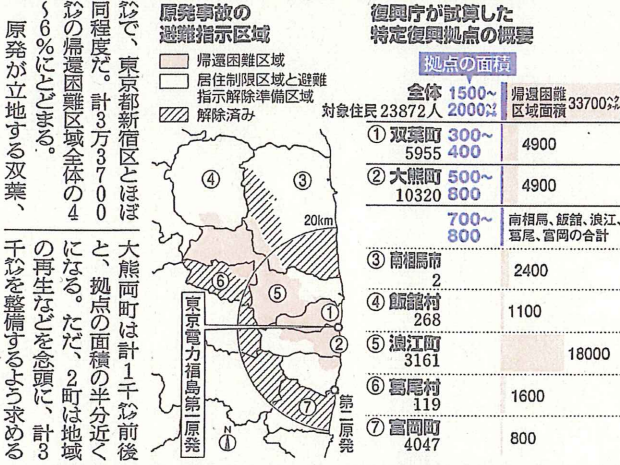
5年後めど 困が面積試算

東京電力福島第一原発事故の帰還困難区域のうち、5年後をめどに国の避難指示が解除される「特定復興拠点」の面積は5%程度にとどまる、との試算が明らかになった。被災自治体はより広い面積を求めるとみられるが、国は予算の制約に加え、多くの住民の帰還は見通せないと慎重だ。将来復興庁が廃止された後、面積が広がるかどうかも見通せない。

帰還困難区域は原発事故の影響で放射線量が年50シーベルトを超えた地域。福島県の7市町村にまたがり、対象人口は約2・4万人。現在も立ち入りが制限されている。

政府は同区域にむすかでも住民が戻る拠点を設け、2022年をめどに避難指示を解除する方針。災害公営住宅などの建設だけでなく、他地域では東電が負担する除染も税金を使う。拠点は今秋から順次決まる。

決定を前に、復興庁は20年度までの4年間で使える復興予算（福島県外も含め4・6兆円）を基本に、帰還が見込まれる住民の数や、農地の再利用の見通しなどから拠点对象面積を試算。結果は政府関係者によると、計1500〜2千



とみられる。大熊町の場合、除染廃棄物の中間貯蔵施設のため、11000を国に渡す予定で、同町は「同等の面積を国が整備するのは当然」と主張する。自治体側は夏以降、国に整備を求める面積を示すが、試算よりも広くなる可能性が高い。

復興拠点的拡大見通しは不透明

復興庁の住民意向調査によると、帰還を考えている世帯は原発周辺4町では1割ほどにとどまる。同庁幹部は「解除後の状況を見て、拠点を広げるか検討したい」とするが、「予算を増やしても帰還の効果は限

定的だ」として、被災自治体が求める拠点的面積の拡大には慎重だ。

復興庁は法律で20年度末までに廃止される。避難指示が22年にも一部解除された後、復興や住民の帰還を

長期的な視点で見定める同庁に代わる組織は決まっていない。試算以上に拠点が広がるかどうか、被災自治体の復興が進むかどうかははっきりしない状況だ。

(編集委員・大月規義)